

第2号議案

令和元年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

令和元年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13,828千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,571,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

第3号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うとともに、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法（昭和22年法律第49号）に合わせるもの。

2 改正内容

(1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第1条関係】

ア 給料表の改正

一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ 公安職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

イ 勤勉手当の支給月数を引上げ（第30条関係）

6月期 0.925月→0.925月（支給済み）

12月期 0.925月→0.975月

(2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第2条関係】

ア 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げる。

家賃額の下限 12,000円→16,000円

支給額の上限 27,000円→28,000円

（経過措置）手当額が2,000円を超える減額となる者に対する1年間の経過措置を設けた。現在のところ対象者なし。

イ 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる年間労働時間を、労働基準法に合わせ実労働時間とする。

ウ 勤勉手当の支給月数を按分（第30条関係）

6月期 0.925月→0.95月

12月期 0.975月→0.95月

(3) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第3条関係】

給料表の改正

一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ 行政職俸給表（一）に準じて別表を改正

3 施行期日

- (1) 第1条関係 公布の日（平成31年4月1日遡及適用）
- (2) 第2条関係 令和2年4月1日
- (3) 第3条関係 令和2年4月1日

第4号議案 要旨

北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。

これに伴い、北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成23年条例第19号）第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するもの。

2 改正内容

給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法として、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が管理者と協議して定める額とする規定を追加する。

3 施行期日 令和2年4月1日

第5号議案 要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

令和2年4月1日付けで中播農業共済事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）から脱退することに伴い、退職手当組合理約の一部を変更する必要性が生じたため。

2 協議内容

退職手当組合を組織する地方公共団体から「中播農業共済事務組合」を削除する。

3 施行期日 令和2年4月1日

第6号議案

令和2年度北はりま消防組合一般会計予算

令和2年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,793,403千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三